

# 子供の貧困に関する指標の推移

# 子供の貧困に関する指標

「子供の貧困に関する指標の見直しに当たっての方向性について」(平成29年3月31日)より

目標分野

把握すべき状況

指標

教育の機会均等

就学等の状況

ひとり親家庭の子供の就園率  
(保育所・幼稚園)

子供の進学率  
(生活保護世帯、ひとり親家庭、児童養護施設)

(中学校卒業後・高等学校等卒業後別)  
※ 大綱に規定する生活保護世帯等の子供の就職率についても動向を把握

高等学校中退率  
(生活保護世帯、**全世帯**)

(生活保護世帯は、高等学校(定時制・通信制を含む)、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校を含む。)  
(全世帯は、全高等学校(全日制・定時制・通信制)、中等教育学校後期課程)

学習習熟度

**学力に課題のある子供の割合**

(小学校・中学校別)

就学環境の整備

(子供の貧困対策の関連施策の実施状況を示すもの)

奨学金の貸与を認められた者の割合  
就学援助制度の周知状況  
SSW及びSCの配置

(無利子・有利子(それぞれ予約採用段階・在学採用段階別))  
(入学時・進級時別)  
(スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置人数、スクールカウンセラー(SC)の配置率(小学校・中学校別))

健康・生活習慣

**朝食欠食児童・生徒の割合**

健やかな成育環境

社会とのつながり

**相談相手が欲しいひとり親の割合  
必要な頼れる相手がいない人の割合\***

(子供がいる、低所得世帯・ひとり親世帯・全世帯)

保護者の  
就労状況

ひとり親家庭の親の就業率

(母子家庭・父子家庭別)

**ひとり親家庭の親の正規雇用の割合**

(母子家庭・父子家庭別)

所得

**ひとり親家庭で養育費の取決めをしている割合  
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合\***

(母子家庭・父子家庭別)

相対的貧困率

(子供の貧困率・ひとり親家庭の貧困率)

(注)

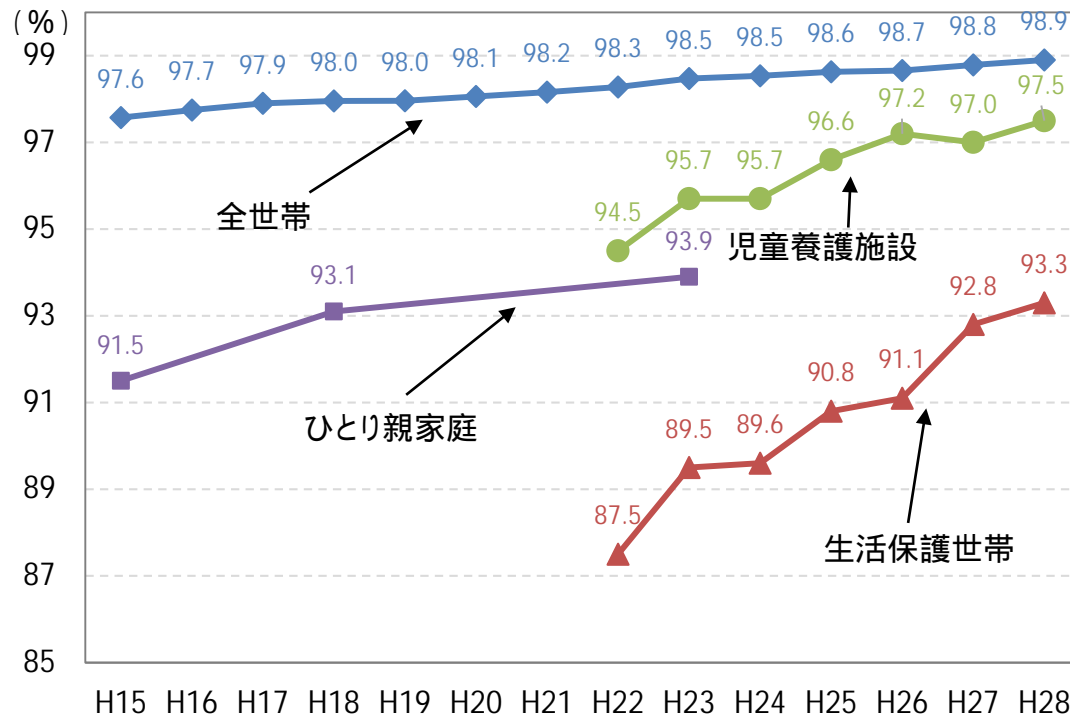
- ・「子供の貧困に関する指標」は、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するために設定
- ・赤字部分は、現行指標に追加すべき新たな指標の例

# 教育の支援に関する指標

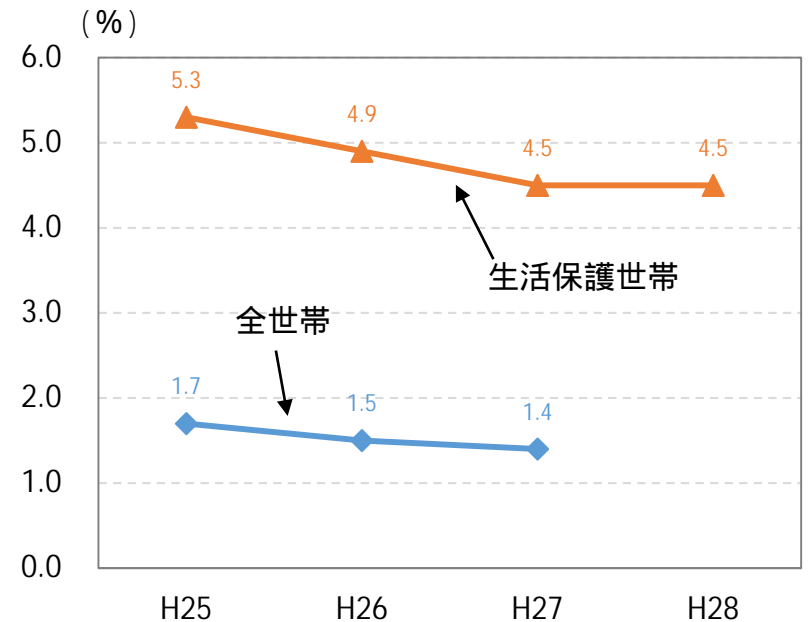
# 子供の高等学校等進学率について

- 生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子供の高等学校等進学率について、全世帯と比して、差はあるものの大きな隔たりはない。また、全ての分類について、上昇傾向にある。
- 生活保護世帯の子供の高校学校等中退率について、下降傾向にあるものの、全世帯と比して高い水準にある。

## 子供の高等学校等進学率の推移



## 子供の高等学校等中退率の推移



注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ

なお、平成24年度以前 = 被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を除く）卒業者のうち、高等学校又は高等専門学校に入学した者の占める割合

平成25年度 = 被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を除く）卒業者のうち、高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の占める割合

平成26年度以降 = 被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を含む）卒業者のうち、高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程に入学した者の占める割合

注2) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ

注3) ひとり親家庭については、厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成

注4) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ

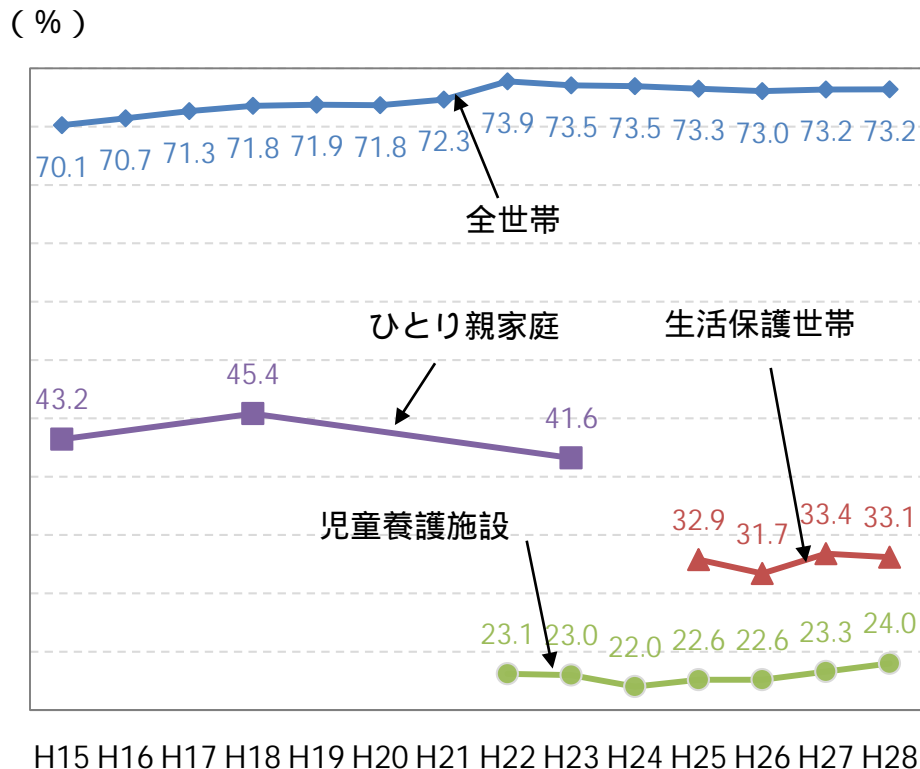
注2) 全世帯については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より作成。

# 子供の大学等進学率について

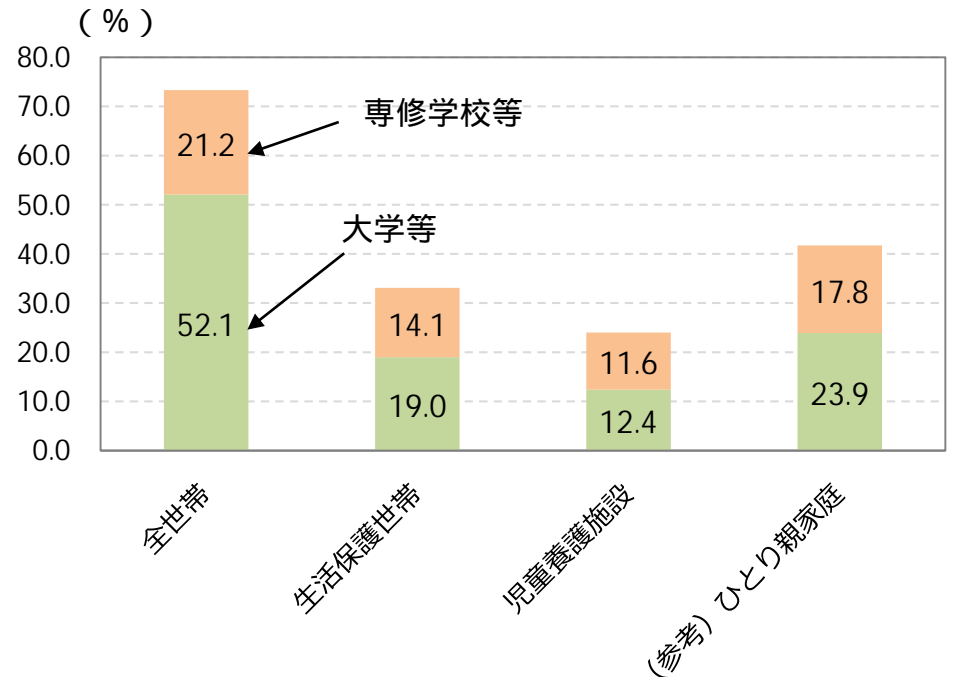
- 生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子供の大学等進学率について、全世帯と比して、大きな差がある。
- 全世帯と比べて、生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭は、大学・短期大学よりも専修学校・各種学校に進学する割合が高くなっている。

子供の大学等 進学率の推移

専修学校等を含む



子供の大学等進学率の内訳 (H28)



注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ  
 注2) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ  
 注3) ひとり親家庭については、厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成  
 注4) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

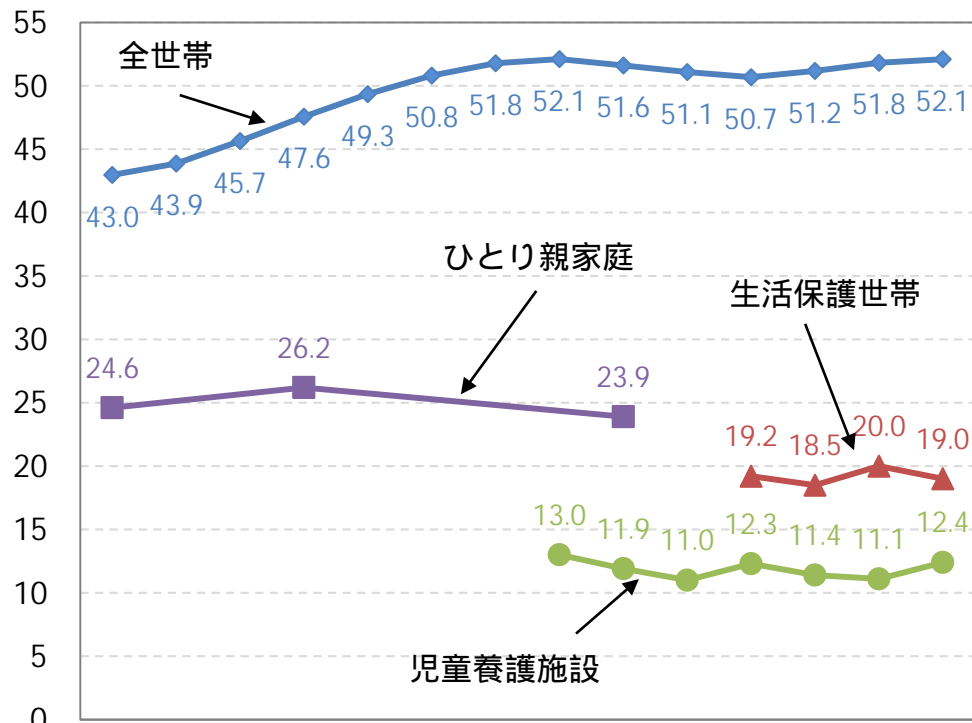
注1) 全世帯については、文部科学省「平成27年度学校基本調査」を基に算出  
 注2) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成28年4月1日現在)  
 注3) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ(平成28年5月1日現在)  
 注4) ひとり親家庭については、厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」より作成  
 注5) 大学等 = 大学又は短期大学  
 専修学校等 = 専修学校又は各種学校

# (参考) 子供の大学等進学率の内訳の推移

## 子供の大学等 進学率の推移

専修学校等を含まない

(%)

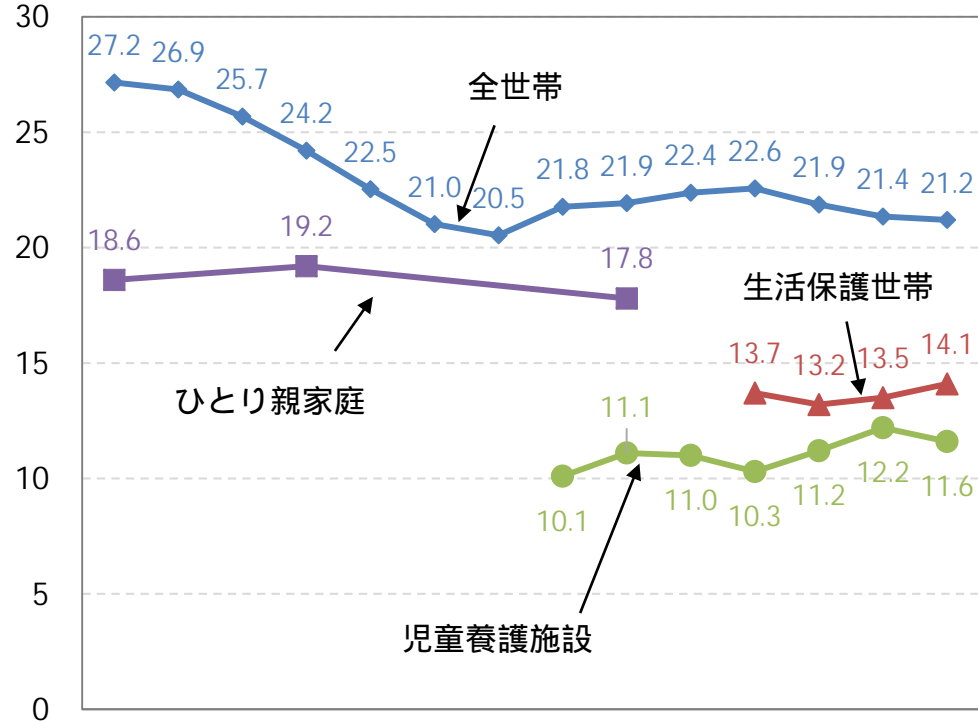


H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28

- 注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
- 注2) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ
- 注3) ひとり親家庭については、厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成
- 注4) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

## 子供の専修学校等進学率の推移

(%)



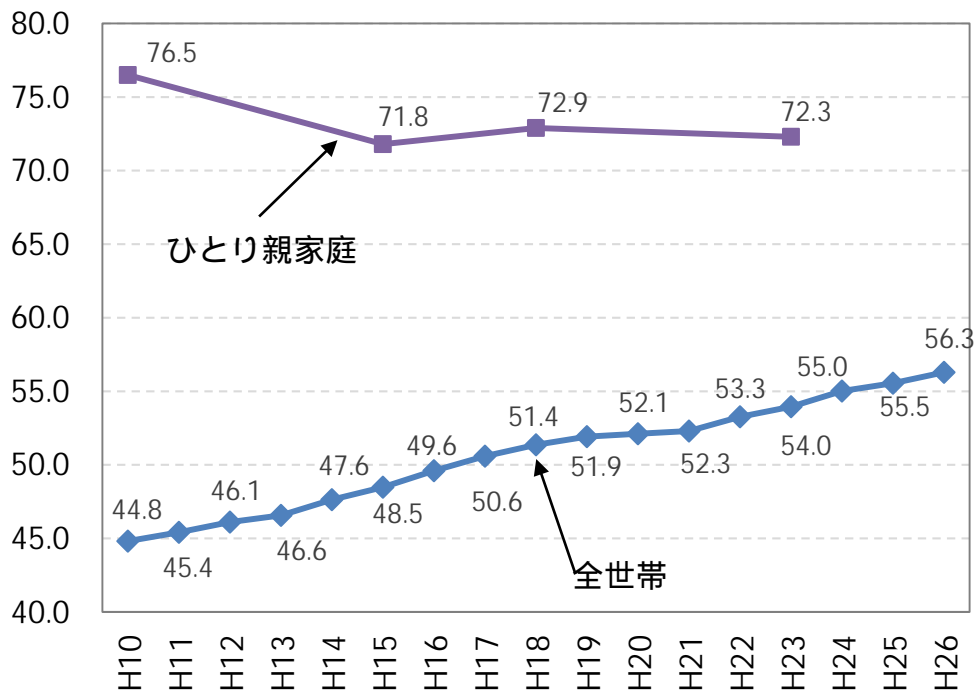
H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28

- 注1) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出
- 注2) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
- 注3) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ
- 注4) ひとり親家庭については、厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成
- 注5) 専修学校等 = 専修学校又は各種学校

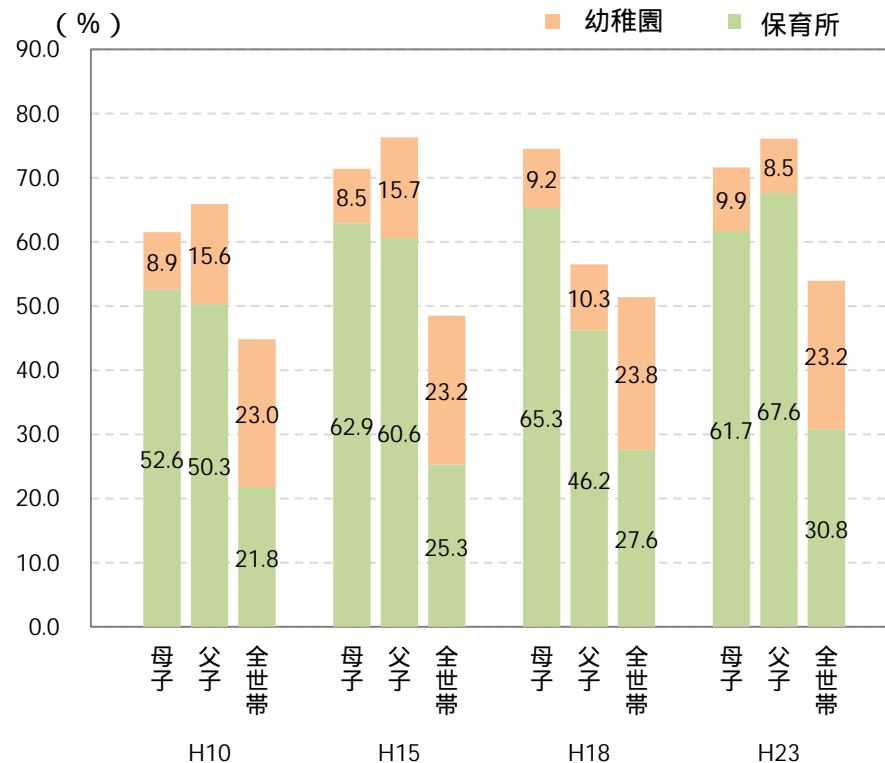
# 子供の就園率（保育所・幼稚園）について

- 〇 ひとり親家庭の就園率について、全世帯と比して高くなっているものの、その差は近年縮小傾向にある。
- 〇 全世帯と比べて、ひとり親家庭は保育所を利用する割合が高くなっている。

子供の就園率（保育所、幼稚園）の推移  
(%)



子供の就園率の内訳（母子家庭、父子家庭、全世帯）



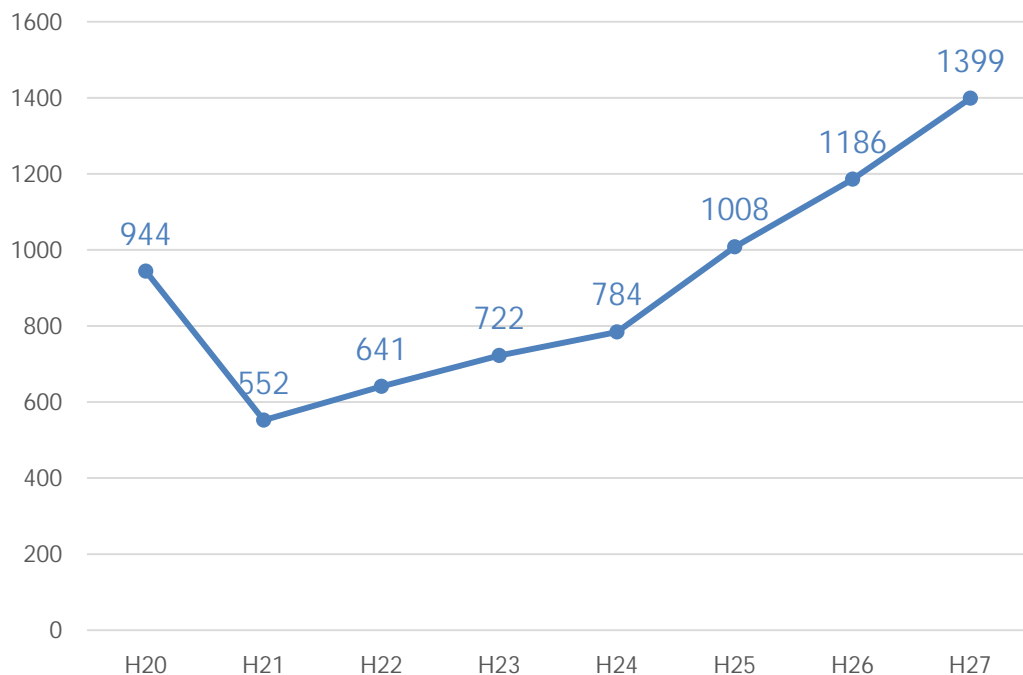
注1) ひとり親家庭については、厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成  
 注2) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」、厚生労働省「福祉行政報告例」、総務省「人口推計年報」を基に算出

注1) 母子家庭、父子家庭については、厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成  
 注2) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」、厚生労働省「福祉行政報告例」、総務省「人口推計年報」を基に算出

# スクールソーシャルワーカーの配置人数 / スクールカウンセラーの配置率

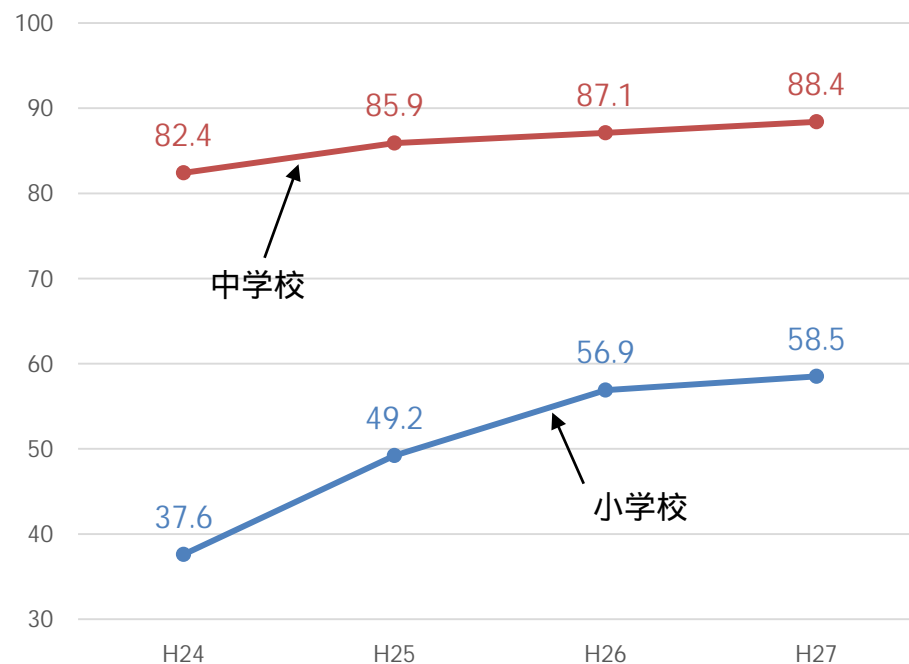
- スクールソーシャルワーカーの配置人数は平成21年以降年々伸びている。
- スクールカウンセラーを配置する学校は、小学校・中学校ともに増えてきている。

## スクールソーシャルワーカーの配置人数



文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ（平成27年度実績）

## スクールカウンセラーの配置率



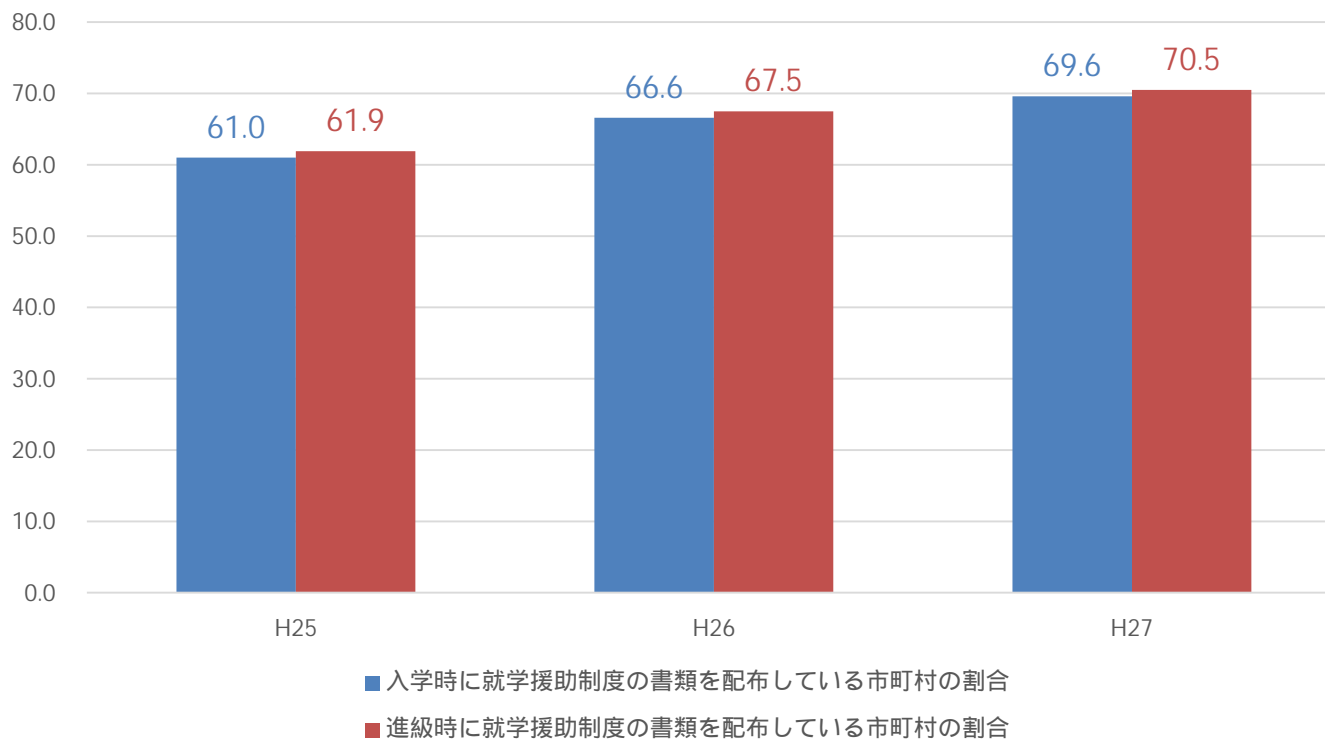
文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ（平成27年度実績）



# 就学援助制度に関する周知状況

○ 就学援助制度書類を配布している市町村割合は、入学時、進級時ともに年々伸びている。

就学援助制度書類を配布している市町村割合

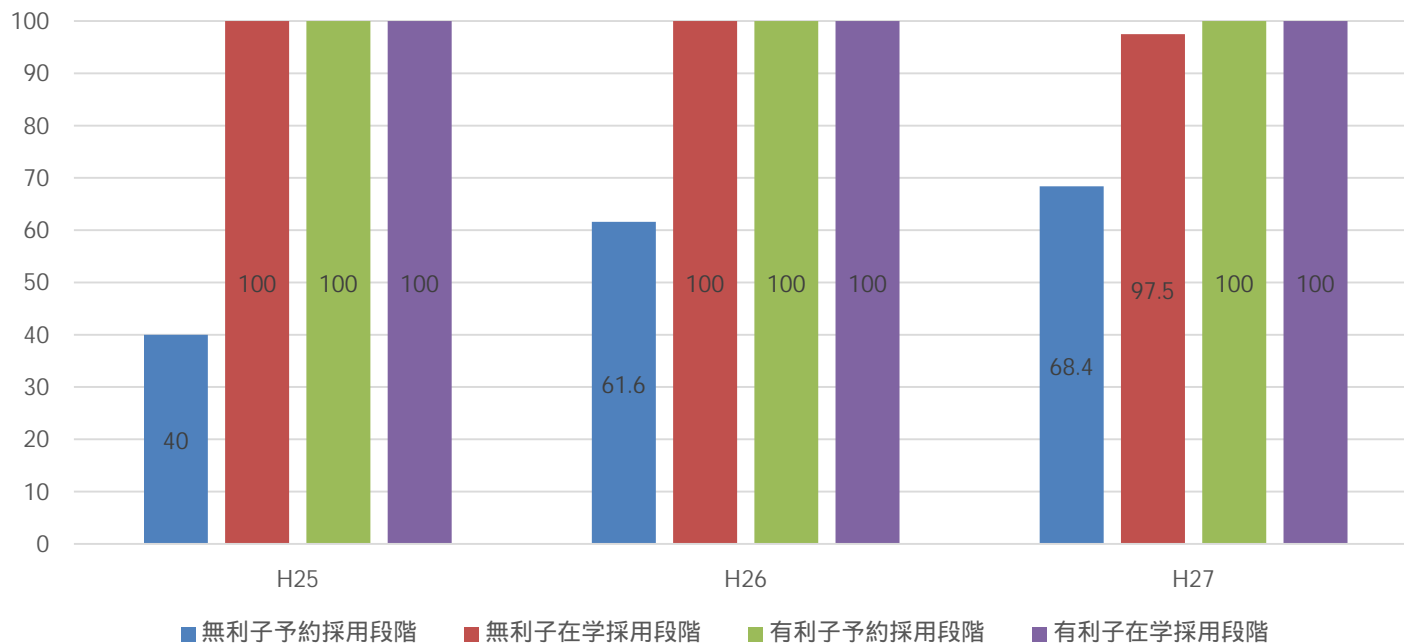


注) 文部科学省「初等中等教育局児童生徒課調べ」より作成

# 日本学生支援機構の奨学金のうち、貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合

○ 有利子の奨学金に関しては、貸与基準を満たす希望者であれば貸与を認められているものの、無利子の奨学金に関しては、貸与基準を満たしていても予約採用段階では貸与を認められないケースが一定程度ある。

日本学生支援機構の奨学金のうち、貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合



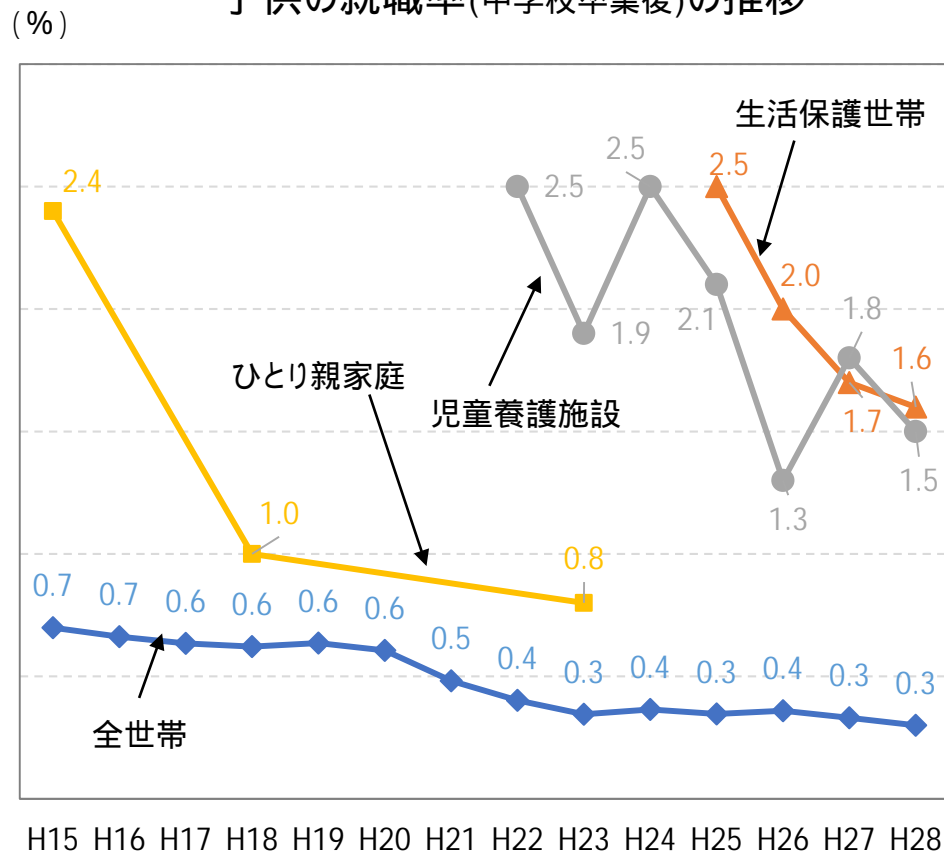
注) 独立行政法人日本学生支援機構調べ

# 生活の支援に関する指標

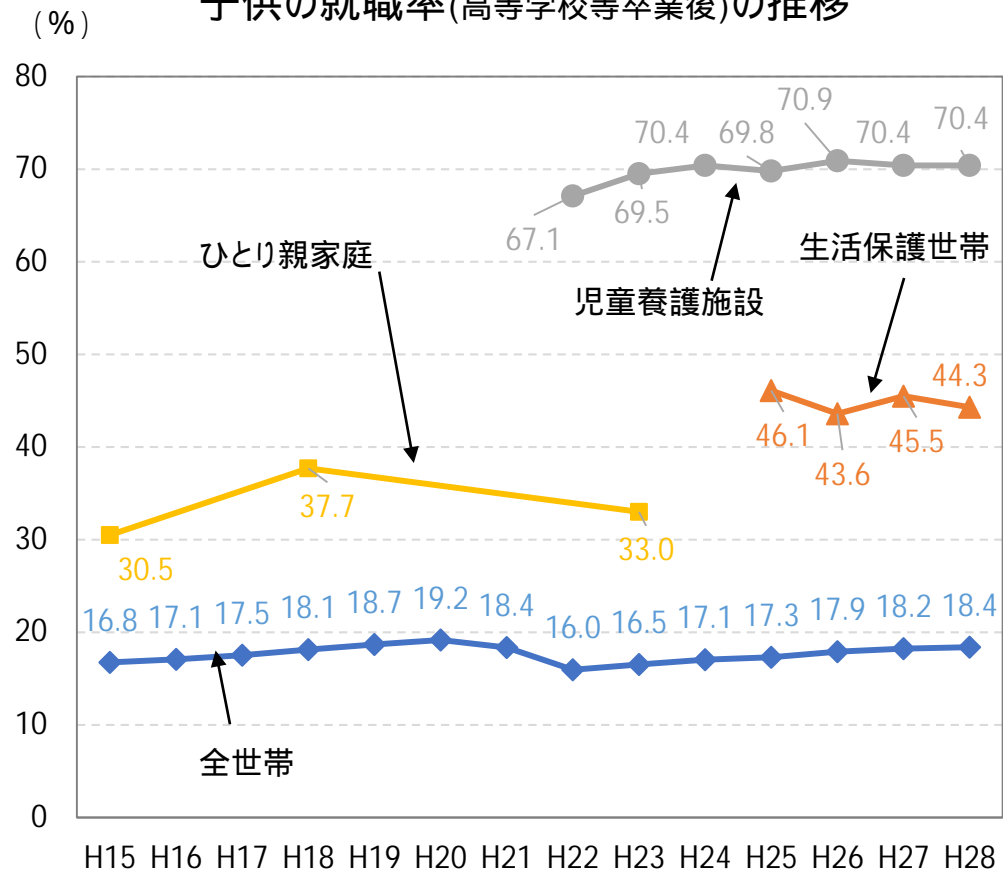
# 子供の就職率

- 子供の就職率（中学校卒業後）について、生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭すべてにおいて減少傾向にある。
- 子供の就職率（高等学校等卒業後）について、全体的に横ばい傾向にあるが、特に児童養護施設が高い水準にある。

## 子供の就職率(中学校卒業後)の推移



## 子供の就職率(高等学校等卒業後)の推移



生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ  
 児童養護施設については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ  
 ひとり親家庭については、厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成  
 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

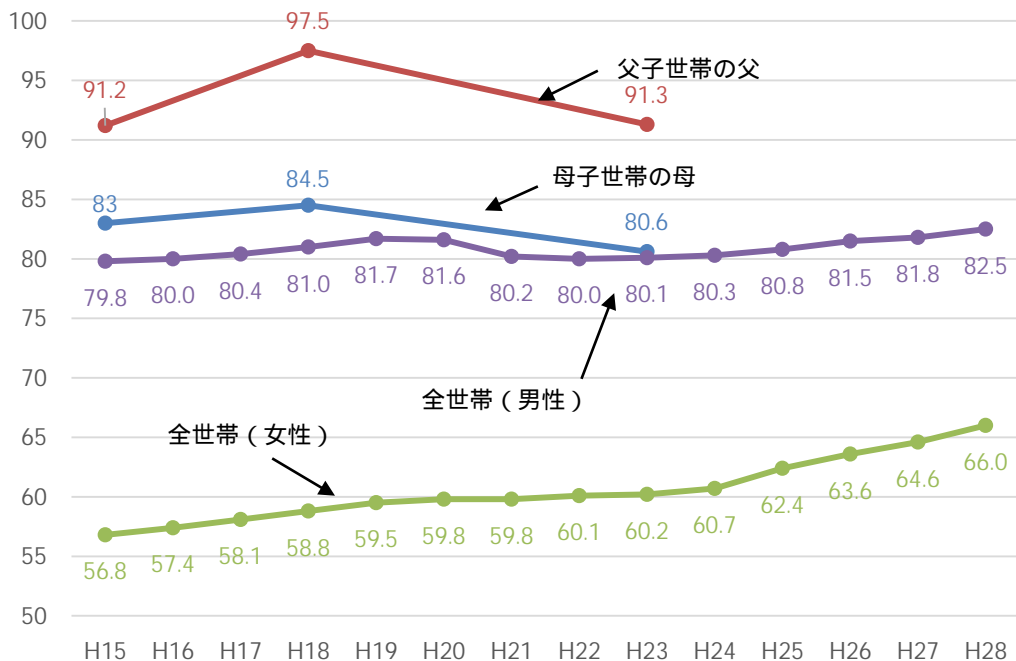
生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ  
 児童養護施設については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ  
 ひとり親家庭については、厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成  
 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

# 保護者に対する就労の支援に 関する指標

# ひとり親家庭の親の就業率（母子・父子家庭）

〇 ひとり親家庭の親の就業率は、母子家庭の母、父子家庭の父ともに全世帯（15歳～64歳の就業率）と比べて高い傾向にある。推移としては3回の調査ではおおむね横ばいとなっている。

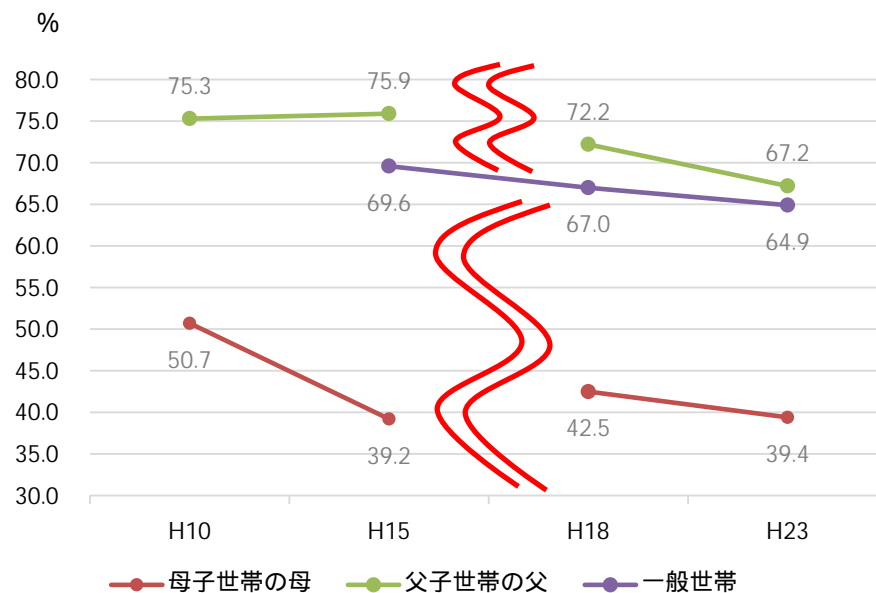
## ひとり親家庭の親の就業率の推移



● 母子世帯の母の就業率 ● 父子世帯の父の就業率  
● 全世帯の女性の就業率 ● 全世帯の男性の就業率

- 注1) 母子世帯：父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯。  
父子世帯：母のいない児童がその父によって養育されている世帯。  
注2) 母子世帯、父子世帯の就業率は厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成  
注3) 母子世帯の母、父子世帯の父の正規職員・従業員の割合はそれぞれ39.4%、67.2%（平成23年「全国母子世帯等調査」）  
注4) 全世帯は15歳～64歳の就業率（総務省「労働力調査（基本集計）」より作成）

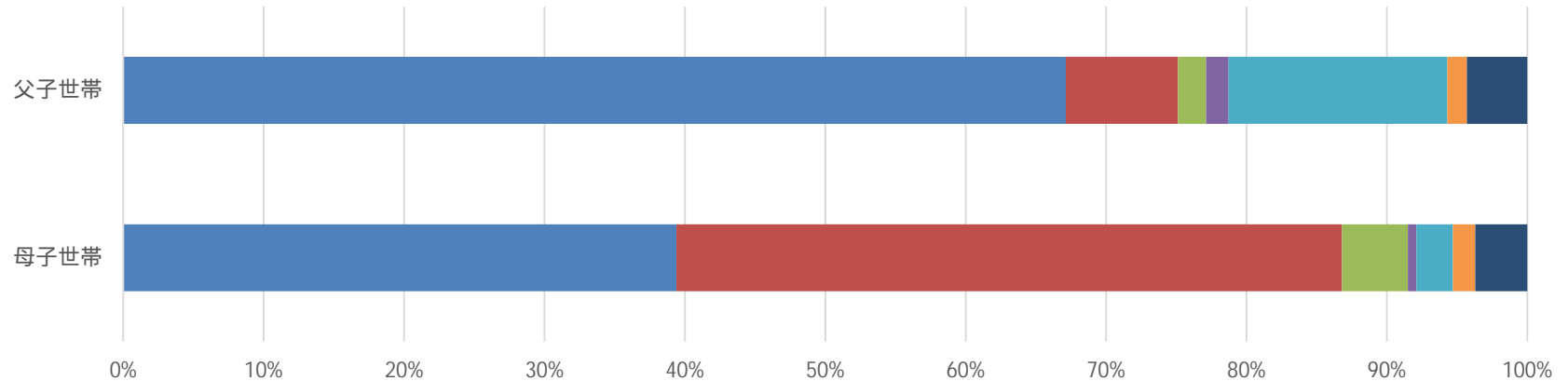
## （参考）ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合の推移



- 注1) 「ひとり親世帯：全国母子世帯等調査」（厚生労働省）、「一般世帯：労働力調査」（総務省）より作成。  
注2) 一般世帯は15歳～64歳の人口であり、2人以上の世帯及び単身世帯両方の人口が含まれる。  
注3) 全国母子世帯等調査は年度単位、労働力調査は暦年。  
注4) 平成18年度以前の全国母子世帯調査においては「正規の職員・従業員」ではなく「常用雇用者」の集計がされている。  
「常用雇用者」とは、会社、団体、官公庁など雇用期間について特定の定めがない、あるいは1年を超える期間を定めて雇われる者をいう。

# (参考) ひとり親家庭の就業者の職種 (詳細内訳)

ひとり親家庭の就業者の職種内訳 (平成23年度)



	母子世帯	父子世帯
■ 正規職員	39.4	67.2
■ パート・アルバイト	47.4	8.0
■ 派遣社員	4.7	2.0
■ 会社役員	0.6	1.6
■ 自営業	2.6	15.6
■ 家族従事者	1.6	1.4
■ その他(有業)	3.7	4.3

■ 正規職員 ■ パート・アルバイト ■ 派遣社員 ■ 会社役員 ■ 自営業 ■ 家族従事者 ■ その他(有業)

(注1) 母子世帯・父のいない児童(満20歳未満の子どもであって、未婚のもの)がその母によって養育されている世帯。  
父子世帯・母のいない児童がその父によって養育されている世帯。

(注2) 母子世帯、父子世帯の就業率は厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成

(注3) 母子世帯の母、父子世帯の父の正規職員・従業員の割合はそれぞれ39.4%、67.2%(平成23年「全国母子世帯等調査」)

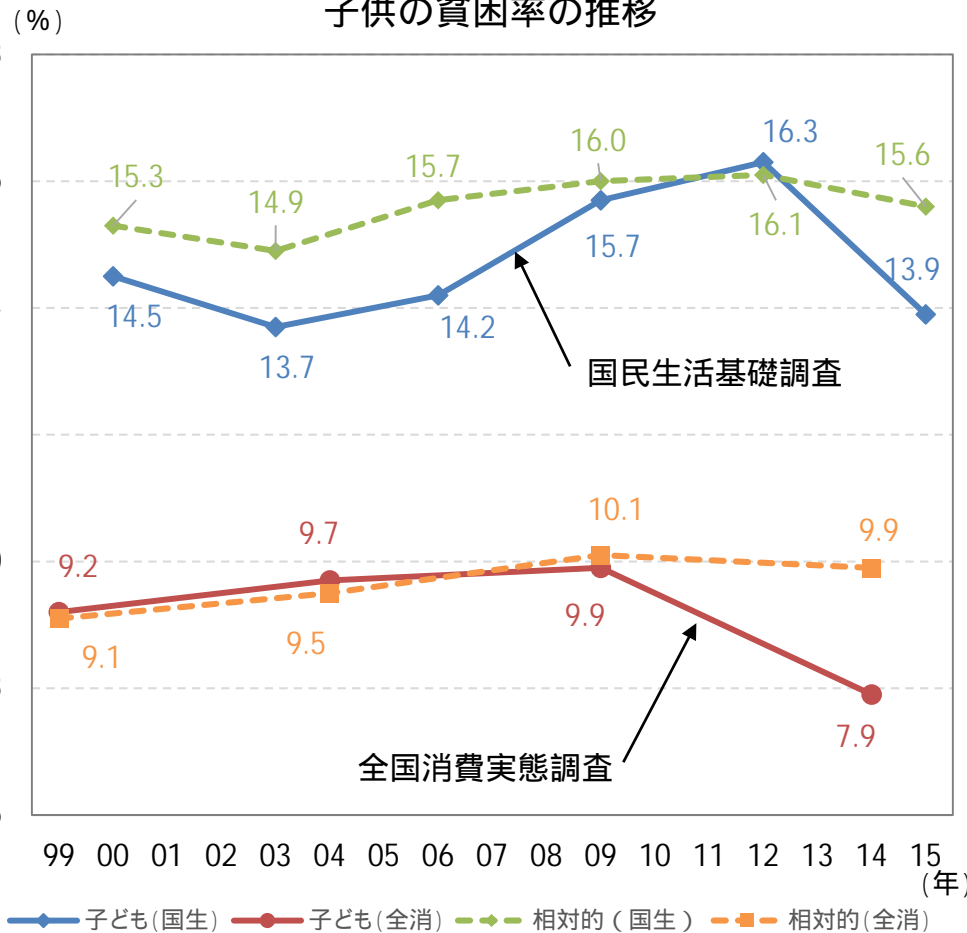
# 貧困率に関する指標



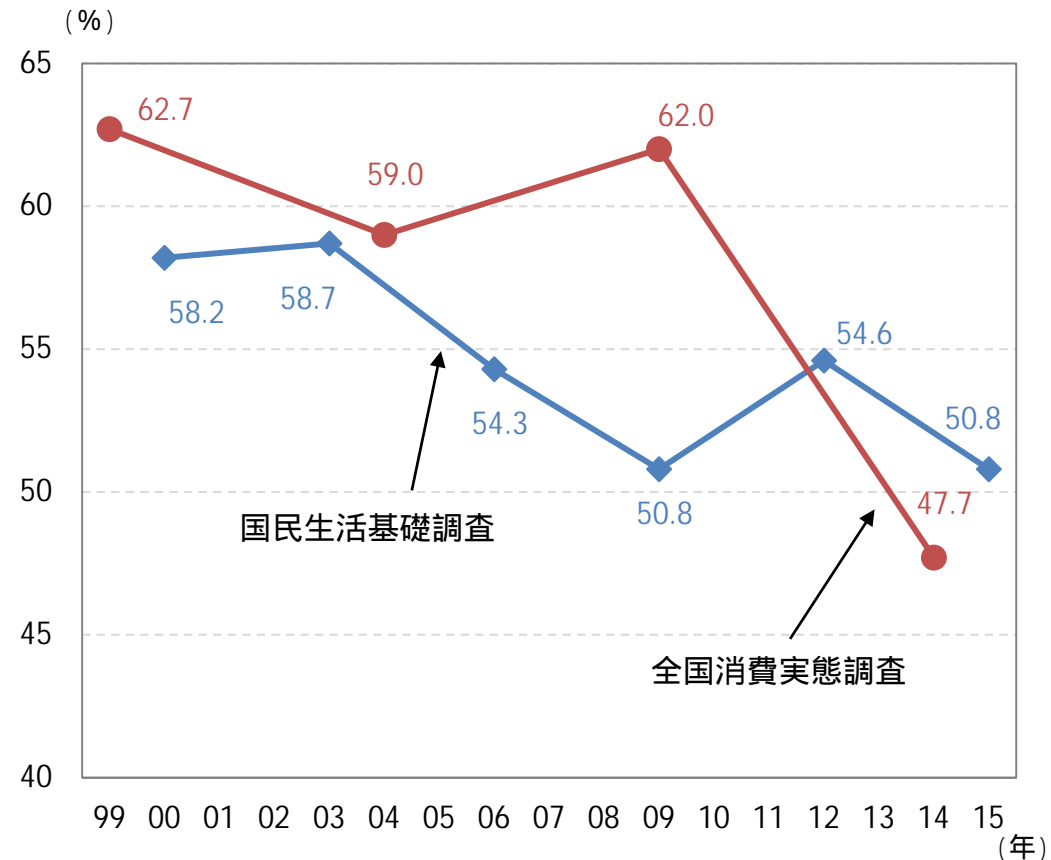
# 子供の貧困率について

- 国民生活基礎調査（厚生労働省）に基づく子供の貧困率は上昇傾向にあったものの、直近値は前回調査に比べ、2.4%ポイント低下。
- 全国消費実態調査（総務省）に基づく子供の貧困率が平成27年に初めて公開され、直近値は2%ポイント低下。
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率は高い水準にある。

## 子供の貧困率の推移



## 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率の推移



厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国消費実態調査」より作成

# 子供の貧困率について

子どもの相対的貧困率に関する質問に対する答弁書（平成28年12月22日閣議決定）より抜粋

全国消費実態調査と国民生活基礎調査は、**それぞれその目的、調査方法等が異なる**ものであり、全国消費実態調査により算出された「子どもの相対的貧困率」と国民生活基礎調査により算出された「子どもの貧困率」との**どちらか一方を重視するということではなく、それぞれの数値の傾向を見ることが重要である**と考えている。

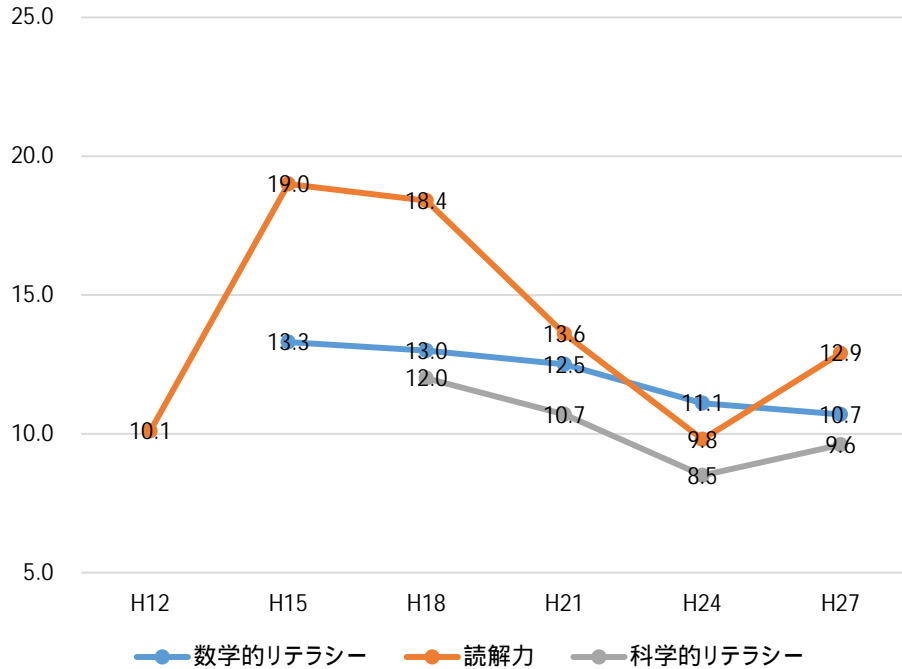
（参考）全国消費実態調査と国民生活基礎調査の概要

	全国消費実態調査	国民生活基礎調査
調査主体	総務省	厚生労働省
調査目的	家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得る	保健、医療、福祉、年金、所得など、国民生活の基礎的事項を調査する
調査客体	全国すべての市町村から4367調査単位区（1調査単位区は平成17年国勢調査の隣接する2調査区）を選定、各調査単位区から12世帯を無作為抽出し、全国で52404世帯を抽出	所得票については、国勢調査区から層化無作為抽出した2000単位区内のすべての世帯を調査客体としている
調査客体数	<b>56,400世帯</b> （うち単身世帯4,700世帯）	<b>34,000世帯</b>
集計客体数	集計客体数は55,576世帯（2014年調査）。回収率は98.5%	集計客体数は24,604世帯（2016年調査）。回収率は73.7%
調査対象外世帯	病院に入院している者や社会施設に入所している者などは調査対象外。単身世帯については学生も対象外	病院に入院している者や社会施設に入所している者などは調査対象外
所得の調査方法	前年12月から調査年11月までの過去1年分の所得を調査	調査前年1月から12月までの1年分の所得を調査
調査系統	<b>都道府県が任命した調査員が調査対象世帯に調査を実施。</b> 調査世帯が記入の上、調査員が回収。ただし、調査員が調査票を回収する際に内容の確認を行っている	<b>福祉事務所を通じて、都道府県等が任命した調査員が調査対象世帯に調査を実施。</b> 調査世帯が記入の上、調査員が回収。ただし、調査員が調査票を回収する際に内容の確認を行っている
実施頻度	5年に1回	3年に1回

その他

# 学力に課題のある子供の割合

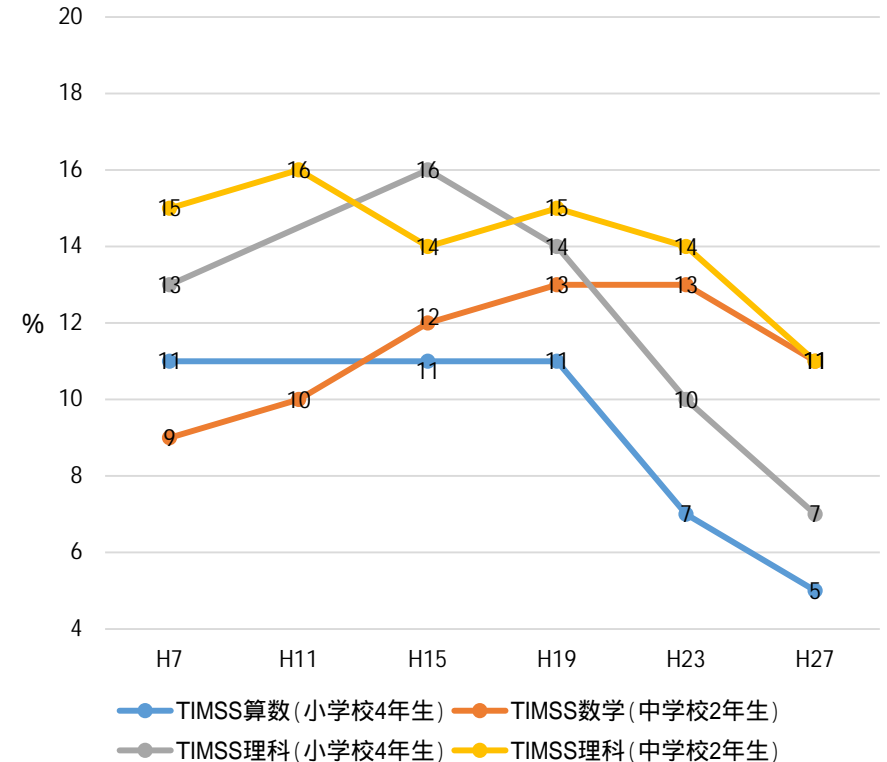
PISAの習熟度レベルが実生活で効果的、生産的に能力を  
発揮し始めるレベルに満たない子供(15歳以下)の割合(%)



PISAの習熟度レベルが実生活で効果的、生産的に能力を発揮し始めるレベルに満たない子供の割合の推移 (%)	H12	H15	H18	H21	H24	H27
数学的リテラシー	-	13.3	13.0	12.5	11.1	10.7
読解力	10.1	19.0	18.4	13.6	9.8	12.9
科学的リテラシー	-	-	12.0	10.7	8.5	9.6

注1) OECD 生徒の学習到達度調査(PISA) (国立教育政策研究所)より作成。  
注2) 平成27年調査では、科学的リテラシーと読解力は習熟度レベル1a以下、数学的リテラシーはレベル1以下の子供は、実生活で効果的・生産的に能力を発揮し始める習熟度レベルを満たないとされている。

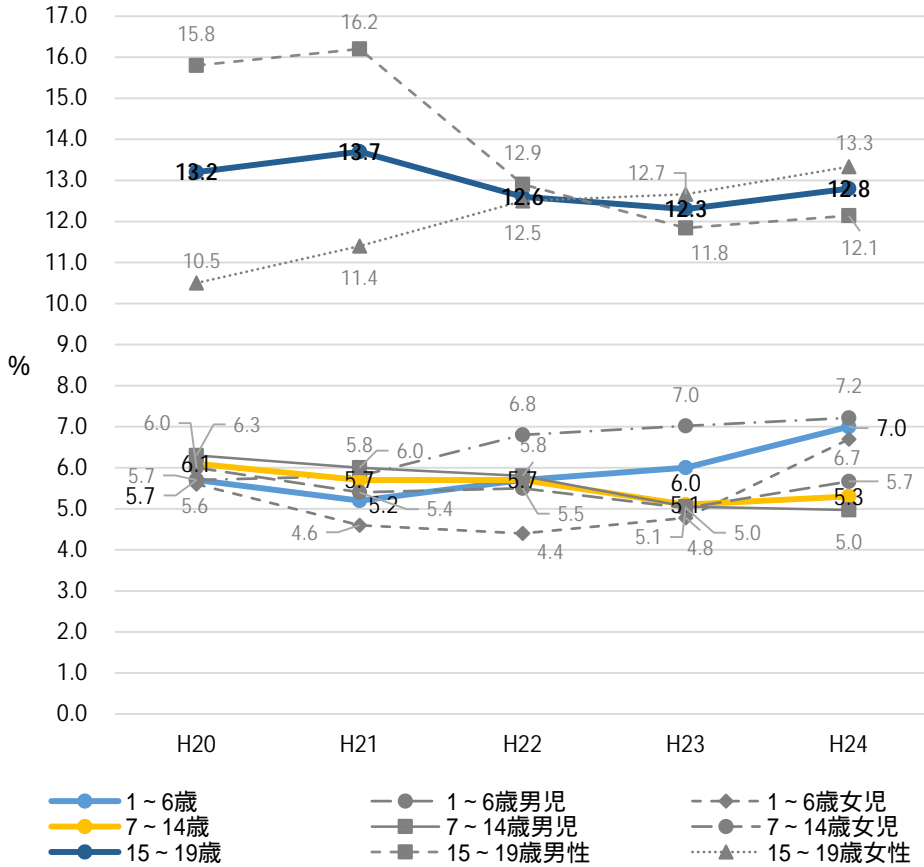
TIMSSの教育到達度が中程度の水準に満たない  
子供の割合の推移 (%)



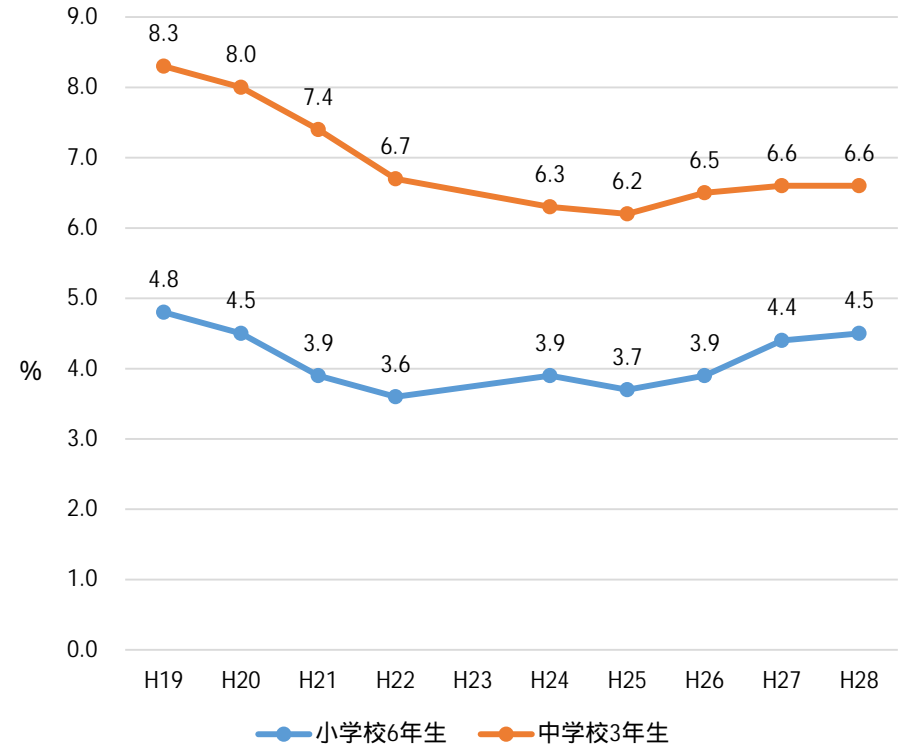
注1) 国際数学・理科教育動向調査(TIMSS)。Trends in International Mathematics and Science Study - TIMSS 2015 (国際教育到達度評価学会)より作成。  
注2) 実施機関はIEA(国際教育到達度評価学会)。平成7年から4年ごとに実施。小学校4年生に対する調査は平成11年は非実施。  
注3) TIMSSでは中程度の水準(Intermediate Benchmark)を475点に設定しており、これに満たない子供の割合を低学力の子供の割合として示している。

# 朝食欠食児童・生徒の割合

## 朝食欠食率の移動平均値の推移



## 朝食欠食率の推移

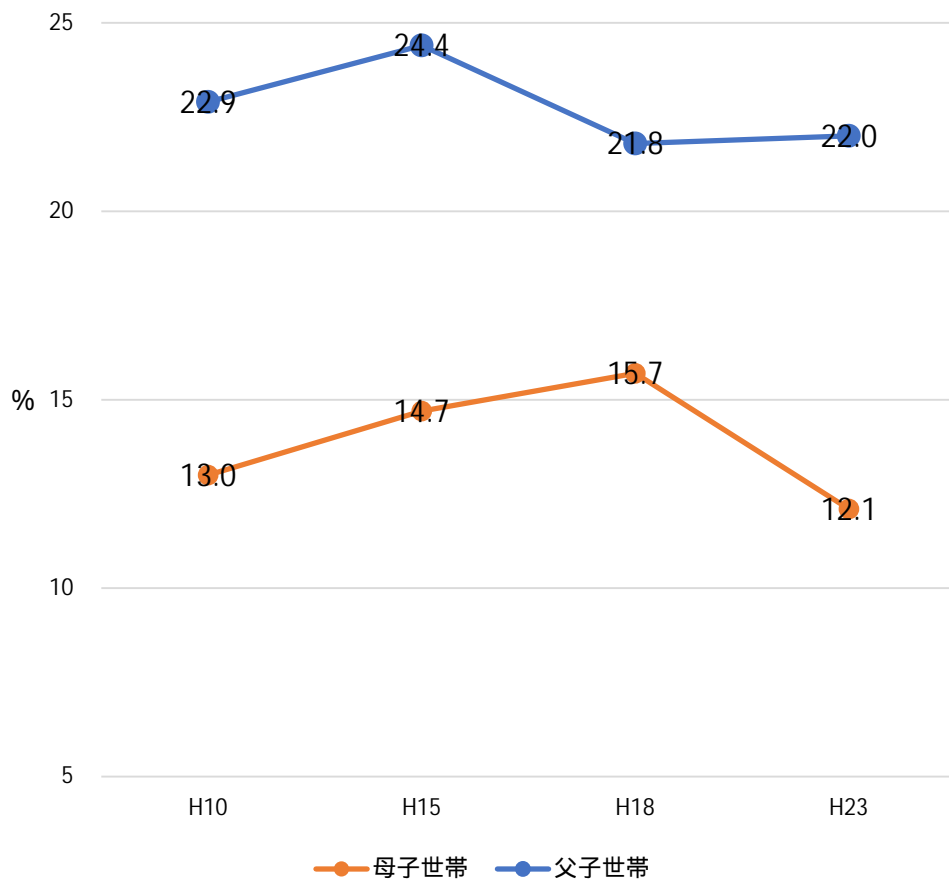


注1) 国民健康・栄養調査(厚生労働省)より作成。  
 注2) 各年の朝食欠食率と、各年のばらつきを少なくすることを目的とした移動平均値が公表されている。移動平均値は各年次結果の前後の年次結果を足し合わせ、計3年分を平均化したものである。例えば、平成23年度の値は、平成22,23,24年度の値平均値。  
 注3) 移動平均値は男女別のみ公表されているため、男女を合わせた値は各年の朝食欠食率を用いて算出した。  
 注4) 平成27年度調査の結果はまだ発表されておらず、平成26年度の移動平均値は算出できない。

注1) 全国学力・学習状況調査(文部科学省)より作成。  
 注2) 「朝食を食べていますか」との設問に「あまりしていない」「全くしていない」と回答した児童(小学校6年生)と生徒(中学校3年生)の割合  
 注3) 平成23年度は、東日本大震災の影響を考慮し、調査の実施を見送った。

# 相談相手が欲しいひとり親の割合、必要な頼れる相手がいない人の割合

ひとり親家庭の親で相談相手がおらず、欲しいと答えた人の割合の推移



子供がある世帯の世帯員が必要であるが頼れる人はいないと答えた人の割合 (%)

	全世帯	ひとり親家庭	等価世帯所得第1~3十分位
(1) 看病や介護、子どもの世話	2.4	5.3	3.4
(2) 健康、介護、育児に関する相談	2.0	3.9	3.1
(3) 家庭内でのトラブルに関する相談	3.6	5.6	6.1
(4) 就職・転職など仕事に関する相談	3.8	7.1	5.5
(5) 愚痴を聞いてくれること	1.8	3.4	2.8
(6) 喜びや悲しみを分かち合うこと	1.2	3.7	2.3
(7) いざというときの少額のお金の援助	4.3	9.0	8.2
(8) いざという時の高額のお金の援助	15.7	26.5	23.0
(9) 家具の移動・庭の手入れ・雪かきなどの手伝い	2.9	7.9	4.4
(10) 災害時の助け	3.0	7.7	4.9

注1) 全国母子世帯等調査(厚生労働省)より作成。

概ね5年度ごとに実施。最新の調査は平成23年度。

注2) 公表されている割合は相談相手がいないと答えた人に対する割合であるため、世帯全体に対する割合を公表されている世帯数を基に算出した。

注1) 生活と支え合いに関する調査(国立社会保障・人口問題研究所)より作成。

平成19年度より5年度ごとに実施。最新の調査は平成24年度。

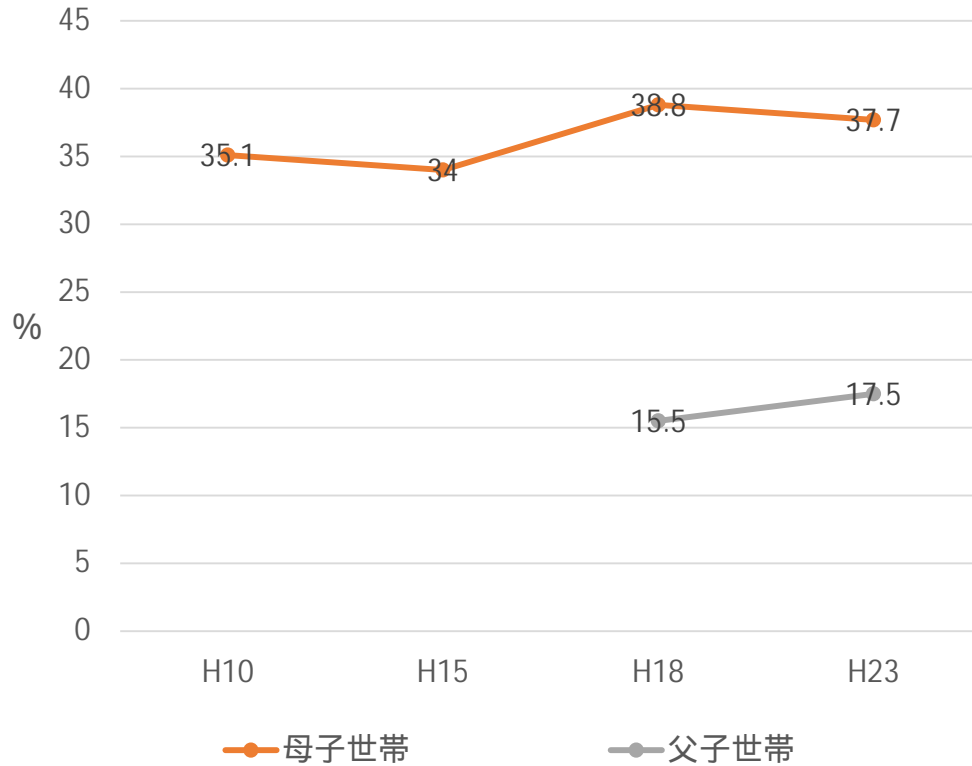
注2) 対象は世帯主および20歳以上の世帯員である。

注3) 当該調査項目は平成24年度調査から追加されたものである。

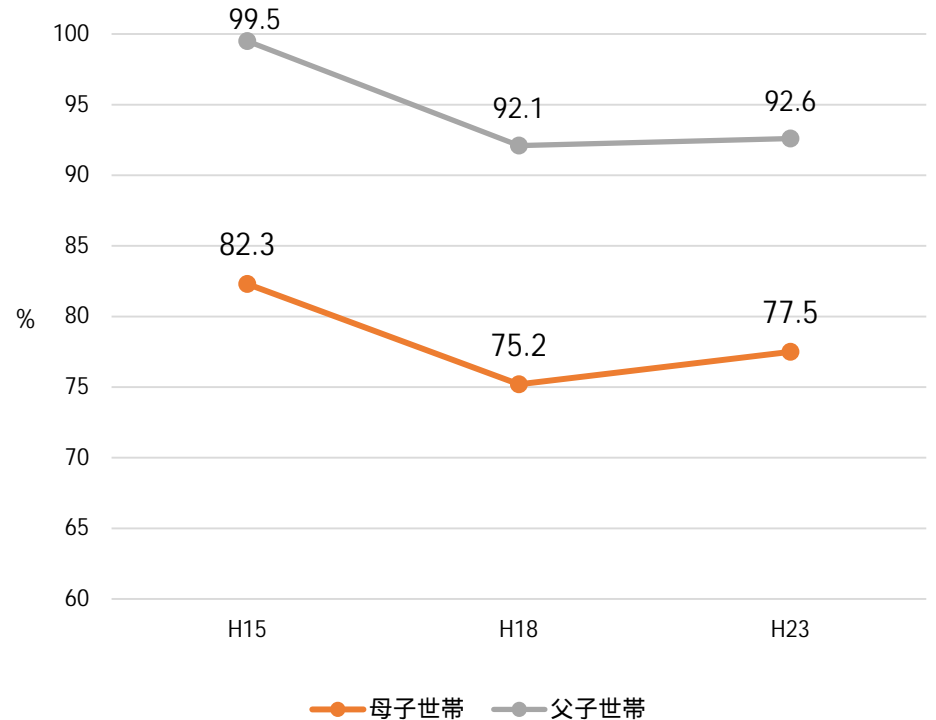
注4) 等価世帯所得の十分位階級とは、世帯を等価世帯所得(世帯人員数を勘案した世帯所得)の低い方から高い方に並べてそれぞれの世帯数が等しくなるように十等分したもので、低い方のグループから第1十分位、第2十分位……第10十分位という。

# 養育費に関する指標

ひとり親家庭のうち  
養育費についての取決めのある世帯割合の推移



ひとり親家庭のうち  
養育費を受け取っていない子供の割合の推移



注1) 全国母子世帯等調査(厚生労働省)より作成。  
概ね5年度ごとに実施。最新の調査は平成23年度。  
注2) 父子世帯は平成18年度調査から集計されている。

注1) 全国母子世帯等調査(厚生労働省)(特別集計)より作成。  
概ね5年度ごとに実施。最新の調査は平成23年度。  
注2) 養育費を受け取っていない子どもの割合は、母子世帯の母又は父子世帯の父が、養育費を「受けたことがあるが、現在は受けていない」又は「受けたことがない」と回答した世帯に属する子どもの人数の割合を集計したものである。